# 成九年度の生活学

# 厚生省社会・援護局保護課

明することとしたい。 この改定の考え方について以下説 定概要は表1のとおりであるが 平成九年度の生活保護基準の改

## 生活扶助基準

基準改定率について

伸び率を基礎として、前年度まで における「民間最終消費支出」の 意見表明である 「政府経済見通し」 度の経済運営にあたっての政府の 予算編成時に公表され、平成九年 国民の消費動向を総合的に勘案し 定は、従来同様、当該年度の一般 方式」により行った。具体的には て改定する、いわゆる「水準均衡 平成九年度の生活扶助基準の改

> 基準改定から、それまでの格差縮 この水準均衡方式は昭和五十八年 二・二%としたものである。なお である。 ぼ妥当である。」との評価がなさ 見具申において、「家計調査の所 行い、標準三人世帯の改定率を 小方式に替えて採用しているもの れたことにより、昭五十九年度の た結果、現在の生活扶助基準は 得階級別消費水準を詳細に分析し 十二月の中央社会福祉審議会の意 の一般国民の消費水準との調整を 般国民の消費実態との均衡上ほ

住民間最終消費支出とは、主に、 や「サービス」を購入するた 毎日の家計における「もの

> なお、本年四月一日からの消費 の構成要素の一つである。 地、住宅の購入等は含まな めの支出の総計(ただし、 上の概念であり、国民総支出 い。)を表わす国民経済計算

伸びだけでなく、消費者物価への 費支出の伸びが、実質的な消費の なっている。 ついても適切に反映されたものと た基準改定は消費税による影響に っていることから、これに準拠し 影響等を含めた名目の伸び率によ については、前述した民間最終消 税率引き上げによる物価への影響

世帯人員別の生活扶助基準につ 世帯人員別基準について

> 実態に合わせるよう是正を図るこ 費構造の差異を勘案し、一般世帯 人数世帯の特性や世帯人員別の消 いては、家計の弾力性に乏しい少 における世帯人員別の消費支出の

格差是正について 高齢者の第一類基準の級地間

要の改定を行ったものである。 よる物価への影響を考慮して、 においては、消費税率引き上げに きたところであるが、平成九年度 下位枝級地の基準額を据え置いて 級同様の四・五%等差となるまで、 了であるため、格差が他の年齢階 けた七十歳以上の第一類基準につ 実態、栄養所要量等を勘案して設 いては、級地間格差の是正が未完 平成元年度に一般高齢者の消費

老齢・母子・障害者加算等の各 加算等の改定について

### 表1 平成9年度生活保護基準改定の概要

(1級地一1)

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	#t FOX	(   放丸   1 )
	第52次	第53次	備考
	(8年4月1日)	(9年4月1日)	
1 生活扶助基準	円	円	Intaka o a sudda
			標準3人世帯—33歳男、
居宅(1類十2類)			29歳女、4歳子
標準3人世帯	158,375	161,859	
期末一時扶助費(居宅)	13,950	14,220	
【加算等】			
妊産婦加算(妊娠6か月以上)	13,600	13,860	
老齢加算			
70歳以上	·		
(居 宅)	17,610	17,940	
(入院・入所)	14,780	15,060	
母子加算			
(居 宅)	22,890	23,320	
(入院・入所)	19,230	19,600	
障害者加算			
障害等級1・2級			
(居 宅)	26,420	26,910	
(入院・入所)	22,160	22,580	
重度障害者他人介護料	70,050		
在宅患者加算	13,090	70,650	
人工栄養費	11,750	13,340	
入院患者日用品費		11,970	<u> </u>
入学準備金	22,800以内	23,230以内	
•	00 500 N.J.		
小 学 校 中 学 校	38,500以内).	39,200以内	
	44,900以内	45,800以内	
= -	40.000.01		
家賃間代等	13,000以内	13,000以内	
住宅維持費	年額118,000 以内	120,000以内	
3 教育扶助基準			
小 学 校	2,100	2,140	•
中学校	4,060	4,140	
4 出産扶助基準			
居宅	178,000 以内	178,000以内	
施設	137,000 以内	140,000以内	
	+入院料	十入院料	
5 生業扶助基準			***
生 業 費	40,000以内	45,000以内	
技能修得費	57,000以内	58,000以内	
就職支度費	30,000以内	31,000以内	
6 葬祭扶助基準	166,000以内	171,000以内	大人の基準額
7 勤労控除		-,	
基礎控除(限度額)	32,640	33,260	
特 別 控 除	年額148,400 以内	年額151,200以内	4
新規就労控除	10,200	10,400	
未成年者控除	11,400	11,600	
不安定就労控除	8,000	8,000	
1 2/24/2/12/3	0,000	0,000	

平成9年度生活扶助基準(月額) 表 2

標準	3 人世帯(3	3歳男・29歳3	女・4 歳子)	
級地区分	格 差	平成8年度	平成9年度	改定率
1級地-1	100.0	158,375円	161,859円	_
1級地-2	95.5	151,248	154,575	]
2級地-1	91.0	144,121	147,292	2.2%
2級地-2	86.5	136,994	140,008	2.2 /0
3 級地—1	82.0	129,868	132,724	
3級地-2	77.5	122,741	125,441	

要の改定を行った。 級地の据え置き措置、また、 よる物価への影響を考慮して、 については、消費税率引き上げに きたところであるが、平成九年度 人所基準の据え置き措置をとって 基準との均衡を図るための入院・

## その他の扶助基準について

住宅扶助基準

された特別基準が適用できること びに指定都市及び中核市毎に設定 代等については一般基準で賄えな いて所要の改善を行った。 いてもこの特別基準の限度額につ となっているが、平成九年度にお いような場合、別途各都道府県並 住宅扶助基準のうち、家賃・間

ところである。 向を勘案して所要の改善を行った よる影響を含めた材料費物価の動 労賃の動向、消費税率引き上げに

平成九年度においても、消費税率

消費者物価の動向等を勘案し改定

るものであることから、従来より 向上分以外の特別の需要に対応す 種加算については、一般的な生活

また、住宅維持費については

を行ってきているところである。

引き上げによる物価への影響等も

勘案し所要の改定を行ったもので

なお、これらの加算については、

教育扶助基準

税の引き上げによる影響を含めた 教育扶助基準については、 消費

特別控除、新規就労控除、未成年 者控除についても所要の改善を行 基礎控除の限度額をはじめとして 案し改善を行ったものである。 よる物価への影響等を総合的に勘 料金の状況、消費税率引き上げに の扶助の性格を踏まえ、各種実態 基準の各基準についても、これら また、各種勤労控除についても 出産扶助、 生業扶助、 葬祭扶助

ついては、必要な実費が別途支給 学用品費等の物価動向や教育費に 給食費、通学交通費、教材費等に ・九%の改善を行った。 かる経費の支出額を勘案して なお、この基準額の他に、学校

級地間格差是正のための三

居宅

されることとなっている。 その他

万五二三〇円が収入から控除され の二十五日分相当)の場合で、二 と、一級地で就労収入が、十三万 控除額の目安として一例をあげる 準は控除額を含めた水準となる 実質的に手元に残ることになり、 場合には、収入に応じた控除額が 要がある。また、就労収入のある が適用されること等に留意する必 したがって、現実に消費し得る水 いる金額以下の場合は、その実額 ること、及び家賃等が例示されて て計上したものであり、この他に 通学のための交通費等が加算され 必要に応じて、学校給食費の実費 で示す額は、一般的な基準につい 三〇〇円(東京都最低賃金日額

## 最低生活保障水準

表3のとおりである。なお、ここ り基準額に違いはあるが、いくつ 保障水準は、被保護世帯の家族構 最低生活保障水準を例示すると、 かの世帯を想定して平成九年度の 成、世帯員の年齢、居住地等によ 被保護者に保障される最低生活

### 表 3 最低生活保障水準(月額)の具体的事例

### 1. 標準3人世帯【33歳男(傷病)、29歳女(就労)、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	174,859円	167,575円	160,292円	153,008円	140,724円	133,441円
生活扶助	161,859	154,575	147,292	140,008	132,724	125,441
第 1 類	107,130	102,310	97,480	92,660	87,850	83,030
第 2 類	54,729	52,265	49,812	47,348	44,874	42,411
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

<sup>(</sup>注) 1. 第2類は、冬季加算 (VI区額×5/12) を含む。以下同じ。

### 2 た婦子2人世帯【35歳男(傷病)、30歳女(就労)、9歳子(小学生)、4歳子】

<u> </u>					1級地-1	1級地-2	2級地—1	2級地—2	3級地-1	3級地-2
世相	ド当た	り最	低生	活費	218,424円	209,284円	200,120円	190,970円	176,840円	167,686円
	生	活	扶	助	203,284	194,144	184,980	175,830	166,700	157,546
ĺ	第		1	類	143,650	137,190	130,710	124,250	117,800	111,330
	第		2	類	59,634	56,954	54,270	51,580	48,900	46,216
İ	教	育	扶	助	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
\	住	宅	扶	助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

### 3. 老人2人世帯【72歳男、67歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地一2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	148,747円	143,962円	136,957円	132,262円	120,177円	115,552円
生活扶助	117,807	113,022	107,197	102,502	96,607	91,982
第 1 類	68,570	66,000	62,390	59,910	56,230	53,820
第 2 類	49,237	47,022	44,807	42,592	40,377	38,162
老齢加算	17,940	17,940	16,760	16,760	15,570	15,570
t 宅 扶 助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

### 4. 老人1人世帯【70歳女】

	1級地1	1級地2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	107,608円	104,679円	99,521円	96,673円	86,434円	83,666円
生 活 扶 助	76,668	73,739	69,761	66,913	62,864	60,096
第 1 類	32,400	31,460	29,480	28,620	26,570	25,790
第 2 類	44,268	42,279	40,281	38,293	36,294	34,306
老齢加算	17,940	17,940	16,760	16,760	15,570	15,570
住 宅 扶 助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

<sup>2.</sup> 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費し得る水準は、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。

### 5. 母子3人世帯【30歳女、9歳子(小学生)、4歳子】

	1級地-1 1約	及地─2 2級地─1	2級地-2	3級地-1	3 級地— 2
世帯当たり最低生活費	198,628円 1	91,510円 182,728円	175,611円	161,829円	154,692円
生活 扶助	158,318 1	51,200 144,058	136,941	129,829	122,692
第 1 類	103,590	98,930 94,260	89,600	84,950	80,280
第 2 類	54,728	52,270 49,798	47,341	44,879	42,412
母 子 加 算	25,170	25,170 23,530	23,530	21,860	21,860
教 育 扶 助	2,140	2,140 2,140	2,140	2,140	2,140
住 宅 扶 助	13,000	13,000 13,000	13,000	8,000	8,000

### 6. 重度障害者を含む2人世帯【65歳女、25歳男(重度障害者)】

	1級地-1	1級地-2	2 級地—1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	191,607円	185,962円	178,537円	172,902円	160,477円	154,832F
生活 扶 助	125,467	119,822	114,167	108,532	102,887	97,242
第 1 類	76,230	72,800	69,360	65,940	62,510	59,080
第 2 類	49,237	47,022	44,807	42,592	40,377	38,162
障害者加算	26,910	26,910	25,140	25,140	23,360	23,360
重度障害加算	14,270	14,270	14,270	14,270	14,270	14,270
重度障害者家族介護料	11,960	11,960	11,960	11,960	11,960	11,960
住 宅 扶 助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

### こども未来メッセージ標語集

### 何でもためしてみたら、 ニコッと笑って!

こどもたちの未来へむけてのメッセージ

- こども未来財団 編 ■● B6判/152頁 ●
- ●定価 本体1,500円(税別)
- こどもたちの夢、希望がいっぱいつまったメッセージ集

### 主な内容

### ★こども未来メッセージ入賞作品

- ●原生大臣賞
- ●こども未来財団会長賞
- 全国社会福祉協議会会長賞

### ★こども未来メッセージ入選作品

- ●21世紀の社会へむけてのメッセージ
- ●21世紀の自分へむけてのメッセージ
- お父さん、お母さんへのメッセージ
- ●21世紀の社会へむけて、今、子どもだちに伝えだいこと
- ★第50回児童福祉週間標語入賞作品

本書は、厚生省、財団法人こども未来財団と社会福祉法人全国社会福祉協議会の主催で平成8年に実施した「こども未来メッセージ募集」の応募作品1,681点のうち、入賞作を含む206点を収録したものです。また、あわせて同年の第50回児童福祉週間を記念して募集し入選した標語10点も掲載しています。

こどもたちの21世紀にむけてのメッセージや大人たちがこどもたちに伝えたいことなど、 多くの心を打つメッセージが満載されています。

●お申し込みは、書店か、都道府県社会福祉協議会または下記へ。

社会福祉**全国社会福祉協議会出版部** 〒100 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 法 〒EL.03(9581)9511 FAX.03(3581)4666

適用されることとなった。 もに、保護の実施要領の一部改正 が行われ、平成九年四月一日から 第53次生活保護基準の改正とと

改正の概要は次のとおりである。

# 身体障害者の自動車保有

を社会情勢の変化に対応して緩和 したこと。 身体障害者の自動車保有の要件

(課第3の12)

いて緩和したものである。 変化等に対応して保有の要件につ ころであるが、今日の社会情勢の 場合は、その保有を認めてきたと 12において一定の要件に該当する する自動車については、課第3の 身体障害(児)者の通院等に要

> 用することが困難な場合を追加し 精神障害により公共交通機関を利

より公共交通機関を利用すること たに別冊問答を追加した。 えられるが、これについては、新 の多動、精神障害のてんかんが考 が困難な場合」とは、精神薄弱者 なお、「精神薄弱、精神障害に

従来は障害者本人又は生計同一者 常時介護者が運転する場合を追加 が運転する場合に限定していたが 第二に運転者の範囲について

自治省及び障害保健福祉部から各 税等の取り扱いについては、既に 都道府県に通知されているところ 時介護者」と同様であり、自動車 税、軽自動車税及び自動車取得税 ついては、平成九年度から自動車 において減免措置が行われる「常 なお、「常時介護者」の範囲に

害を有する者の他に、精神薄弱 障害等により歩行機能に著しい障 難な者として、下肢、体幹、内部

第一に公共交通機関の利用が困

町村長、精神薄弱者の場合は福祉 から自動車運行計画書、証明書 証明を行うに当たっては、申請者 健所長が行うこととなっており 事務所長、精神障害者の場合は保 害者の場合には福祉事務所長又は っている。 誓約書等の提出を求めることとな 「常時介護者」の証明は身体障

# 二 夏季施設参加費の支給回数の緩和

限をなくしたこと。(局第6―3 夏季施設参加費の支給回数の制

(5)

て位置付けていたものである。 を義務教育に伴い必要なものとし ができることから夏季施設参加費 学校教育の一環として認めること 定していたものであり、学習指導 要領で学校行事として認められる 遠足や修学旅行と同様、実態的に 行われる林間学校、臨海学校を想 夏季施設は、本来夏季休業中に また、その費用については、夏

> るところである。 ることからその参加費を認めてい 対応することはなかなか困難であ おいては生活費のやりくりの中で 経費となっており、被保護世帯に

めることとした。 小限度の額を施設参加費として認 育成に鑑み、その参加に必要な最 る場合には、児童、生徒の健全な となく、当該学年の全員が参加す いることから、夏季に限定するこ いては学校の独自性に委ねられて われる場合もあり、その実施につ 今回、最近年2回校外活動が行

ことのないよう留意願いたい。 されるものと重複して支給される なお、就学奨励法に基づき支給

## 被服費等の金額改定

き上げたこと。 ①布団類の支給基準限度額を引

支給基準限度額を引き上げたこと。 する被服がない者等の平常着等の ②保護開始時において現に着用 (局第6の2の⑤のアの仏) (局第6の2のほのアのグ)

の寝具、産着、おむつ等の支給基 ③出産を控えての新生児のため

員が参加する場合は、。

義務的

み込まれ、しかも児童、生徒の全 季施設が学校教育の一環として組

(局第6の2の⑸のアの圧) 準限度額を引き上げたこと。

(局第6の2の(5のアの付) 基準額を引き上げたこと。

〈解説〉 (局第6の2の⑸のアの幼及び代) 上げたこと おむつ等の支給基準限度額を引き

(5)常時失禁状態にある患者等の

を行った。
率引き上げを契機に基準額の改定
率引き上げを契機に基準額の改定

6の2の趣旨に十分留意のうえ運 あいること、また、年々の生活技 助の改善によっても生活費の範囲内で賄うべき費 用について、予想外の事由により 時の場合等限定されたものであ り、その対象者についても保護開 始時、あるいは長期入院後の退院 時の場合等限定されたものとなっていること、また、年々の生活扶 のと考えられることから、一時扶助の改善によっても生活費のやり くりの幅は拡大されてきているもくりの幅は拡大されてきているもくりの幅は拡大されてきているものと考えられることから、一時扶助の認定に当たっては、次官通達

用されるものでなければならない。

## 四家具什器費の金額改定

でである。(局第6の2の(6)) では、二万四○○○円に引き上げるとともに、五○○○円に引き上げるとともに、五○○○円に引き上げるとともに、五○○○円に引き上げるとともに、五○○○四方二○○○円に引き上げたこと。(局第6の2の(6)) では、二万四○○○円に引き上げるとともに、四方四方二○○○円に引き上げたこと。(局第6の2の(6))

# 五 教育扶助(学級費)の金額改定

第6の3の②)
・学校の場合五○○円から六○○
・中学校の場合五○○円から六○○
・学級費等の支給基準額について、

# 六 出産扶助の衛生材料費の金額改定

と。(告別表第5の3) 本生材料費を必要とする場合の加算できる額について、三九○○ 円から五三○○円に引き上げたこ

## 七 生業扶助の特別基準

本方七○○○円から七万五○○○ 六万七○○○円から七万五○○○ 円に技能習得費の特別基準額については、九万五○○○円から九万 七○○○円に引き上げたこと。 (告別表第6の7の(1)のア及び(2)

# 、 葬祭扶助の死体運搬料の金額改定

(告別表第7の3)八二○○円に引き上げたこと。限度額を一万六四○○円から一万限度額を一万六四○○円から一万

# 九 検診命令に係る文書料特別基準

げたこと。(局第9の4の(5) との○円から五八○○円に引き上で書認定に係るものについては五準を四四○○円から四五○○円に、準を四四○○円から四五○○円に、準を四四○○円から四五○○円に、

# 受ける場合の給食費 ・ 老人保健施設において給食を

の4のイ) 老人保健施設において給食費をの4のイ)

## 医療扶助の状況

割合は五十八・三%となっている。 金(約一兆三百十七億円)に占める 年度予算では医療扶助費は約六千 医療扶助人員は昭和五十九年から 十億円となっており、保護費負担 合は七十八・四%となっている。 扶助を受給しており、被保護人員 在では、約六十九万二千人が医療 微増傾向にあり、平成八年八月現 続いた減少傾向が平成六年度以降 (約八十八万三千人)に占める割 また、予算額をみると、平成九 最近の医療扶助の動向をみると

# 医療扶助運営要領等

改正の概要は次のとおりである。 酬明細書等について、平成九年四 医療保険各制度に基づく診療報 今回の医療扶助関連通知に係る 様式改正 医療券・診療報酬明細書等の

> 月二十四日厚生省令第七十二号))。 部を改正する省令」(平成八年十二 関する省令の一部を改正する省令 月診療分(五月請求分)から様式 療養費等の請求に関する省令の一 十四日厚生省令第七十一号)及び 改正する省令」(平成八年十二月二 費等の請求に関する省令の一部を 令第七十号)、「老人保健施設療養 (平成八年十二月二十四日厚生省 費負担医療に関する費用の請求に る (「療養の給付、老人医療及び公 の変更が行われることとなってい 「老人訪問看護療養費、訪問看護 これら様式の改正に伴い、生活

成八年十二月二十四日社援保第二 格A列四番とすることとした(平 ともに、用紙の規格についても医 書等について所要の改正を行うと 生活保護法医療券・診療報酬明細 の (二) から様式二十四号までの 療保険各制度と同様の日本工業規 療扶助運営要領様式二十三号の一 保護法の医療扶助においても、医

同様に日本工業規格A列四番とす 八日社援保第二十七号)。 ることとした(平成九年二月二十 施術報酬請求明細書についても る柔道整復の生活保護法施術券 また、様式二十六号の二におけ

# 給付要否意見書の様式改正

関する疑義について」(昭和四十 保護法による医療扶助運営要領に 社会,援護局保護課長通知「生活 便を図る等の観点から、①治療材 り取り扱ってきたところである については、従来、同一様式によ 復、あん摩、マッサージ、はり・き 一部改正し、字句の整理を行った。 二月二十八日社援保第二十七号)。 様式にすることとした(平成九年 料、移送②柔道整復③あん摩・マ しかし、記入、整理及び保管の利 八年五月一日社保第八十七号)を ッサージ、はり・きゅうと別葉の ゅう)、移送に係る給付要否意見書 一による治療材料、施術(柔道整 また、これに関連して、厚生省 医療扶助運営要領様式十八号の 消費税率の変更に伴う改正

検診命令等にかかる文書

社援保第八十四号)。 ととした(平成九年三月三十一日 百円を四千五百円に引き上げるこ 料(特別基準)についても四千四 健施設療養費病状診査科の診断書 第三の一の(五)に定める老人保 き上げ、また、医療扶助運営要領 を四千五百円に、障害認定に係る 第九の四の(五)に定める検診料 率の変更に伴い、保護の実施要領 七百円を五千八百円にそれぞれ引 検診料(特別基準)について五千 (特別基準)について四千四百円 平成九年四月一日からの消費税

## ② その他の改正

様に職業安定法施行規則(昭和二 和四十八年六月厚生省告示第百七 受託報酬の額等に関する基準(昭 十二年労働省令第十二号)の一部 百分の百三に改正した。また、同 材料費について百分の百一・八を 六の(三)のイ(イ)にある治療 とから、医療扶助運営要領第三の 十一号)等の一部が改正されたこ 法の規定に基づく補装具の種目 率の変更に伴い、身体障害者福祉 平成九年四月一日からの消費税

百分の十・二)にそれぞれ改正し 円(免税事業者にあっては、六百 料について五百四十円を六百七十 た(平成九年四月一日社援保第八 の十・五(免税業者にあっては 五十円)に、百分の十・一を百分 にかかる受付手数料及び紹介手数 運営要領別紙第六号に定める看護 が改正されたことから、医療扶助

## 付添看護の廃止

医療扶助における看護給付につい 月をもって終了することとなるが る。このため、本取扱いは本年九 例外的に認める取扱いとされてい ているので留意する必要がある。 ても同様の取扱いとすることとし 最長一年六月以内の期間に限り ついては、平成八年四月一日から らい予防法の廃止に関する法律 医療保険各法による付添看護に らい予防法の廃止に伴う改正

> 八号)を発出した。 生活保護法の適用について」(平成 病療養所入所者関係世帯に対する 健医療局長の連名通知「ハンセン の廃止に伴い本通知を廃止し、新 きたところであるが、らい予防法 第七百二十五号) により実施して 局長及び公衆衛生局長の連名通知 の取扱いについては、厚生省社会 の関係世帯員に対する生活保護法 たに厚生省社会・援護局長及び保 する生活保護法の適用について 八年十一月十一日社援保第二百十 「らい患者関係世帯の世帯員に対 (昭和二十八年十月二十三日社発

来の取扱いとの相違はないもので については実質的変更はなく、従 なお、新旧の通知で、通知内容

# 優生保護法の一部改正に伴う

優生保護法との関係に係る医療技 れた。これに伴い、生活保護法と 想に基づいた諸規定の改正が行わ 称が改正されるとともに、優生思 り、優生保護法が母体保護法と名 優生保護法の一部を改正する法 (平成八年法律第百五号) によ

名称の変更等所要の改正を行った。 営要領別紙第二号(四)について 法との関係部分に係る医療扶助運

また、ハンセン病療養所入所者

行に伴い、生活保護法とらい予防

(平成八年法律第二十八号) の施

係について、その取扱いを一括整 理したところである。 用等医療扶助と母体保護法との関 娠中絶手術に対する医療扶助の適 保第百八十六号)により、人工好 療扶助と母体保護法との関係につ の連名通知「生活保護法による医 助運営要領第三の一の に改める等所要の改正を行った。 いて」(平成八年九月二十五日社援 社会・援護局長及び児童家庭局長 いて、「優生手術」を「不妊手術 また、これに関連して、厚生省 (イ) と別紙第二号 (一) につ (<u>|</u> のオ

局長及び公衆衛生局長の連名通知 保護法との関係の項を削除した 和二十九年十一月十七日社発第九 整理したことに伴い、厚生省社会 百四号)のうち生活保護法と優生 (平成八年十二月十二日社援保第 「生活保護法による医療扶助と公 豕衛生法規との関係について」(昭 |百五十七号)。 なお、上記通知により取扱いを

> 社会復帰の促進を図っていく必要 どして、的確な病状把握に努め 主治医訪問を積極的に活用するな 医療扶助費が占めていることから、 受給しており、保護費の約六割を の密接な連携の上、嘱託医協議 医療機関、保健所等の関係機関と 充実強化を図っていく必要がある。 指導・検査について、なお一層の 査・点検や指定医療機関に対する 府県等においては、レセプトの審 るが、なかでも、実施機関や都道 営を確保していくことが必要であ 全体に与える影響は多大である。 医療扶助の運営が、生活保護制度 したがって、医療扶助の適切な運 また、長期入院患者については、

# 医療扶助の適正な運

被保護者の約八割が医療扶助を

特

集

# 保護施設等指導監査方で平成九年度の生活保護で

厚生省社会・援護局監査指導

# 生活保護法施行事務監査につい 月十二日及び十三

ては、平成六年三月三日社援監第三十六号厚生省社会・援護局長通知において、監査要綱及び監査の知において、監査結果等にみられている。 また、各年度ごとに保護の動向、監査結果等にみられる制度運営上の諸問題等を踏まえた指導監査方針が示されているところである。 平成九年度における生活保護指導監査方針が示されているところである。

> について説明する。 月十二日及び十三日に開催された 会議において、その内容を示すと 会議において、その内容を示すと ともに、三月二十五日社援監第三 十九号厚生省社会・援護局長通知 十九号厚生省社会・援護局長通知 をもって具体的な取り扱いが示さ れたところであり、以下その概要 れたところであり、以下その概要

### 基本方針

抱える世帯に対する指道 切の充物える世帯に対する指道 切の充御を中心に一が認められる。被保護世帯の九が認められる。被保護世帯の九が認められる。被保護世帯の九が認められる。被保護世帯の九が認められる。被保護世帯で占められており、これらの多様なニーズをおり、これらの多様なニーズを担害なり、これらの多様なニーズを担害を対する指導が、温祉構成に対する指導が、温祉事務

て確認されており、引き続き制度小申告による不正受給が依然とし稼働収入や各種年金の無申告、過把握が不十分等の問題が認められ

また、保護の開始・廃止の状況 また、保護の開始・廃止の状況をみると傷病による廃止が四〇%強となっており、引き続き、病状把握なっており、引き続き、病状把握なっており、引き続き、病状把握なっており、引き続き、病状把握なっており、引きであるが、新規開始と、制度の適正な運営に努力されたし、制度の適正な運営に努力されたし、移働年齢層の者に対する病状

の適正実施が必要である。

以上のような背景のもと、平成 大っては、別紙一「都道府県・指 定都市が行う指導監査の主眼事項 及び着眼点」及び別紙二「都道府 県・指定都市が行う指定医療機関 県・指定都市が行う指定医療機関 県・指定都市が行う指定医療機関 は対する個別指導の主眼事項 でいる。

助に努めることが肝要である。また、指導監査の実施に当たっまた、指導監査の実施における実施体制、管内の保護動向及び地域的特制、管内の保護動向及び地域的特制、管内の保護動向及び地域的特別、管内の保護動向及び地域的特別。
は、画一的、平板的な監査を避け、各福祉事務所自らが主体的に限本的な要因を掌握し、具体的に取本的な要因を掌握し、具体的に取本的な要因を掌握し、温祉事務所自らが主体的に対している。

二 主眼事項等

# () 保護の適正実施の推進

徹底における助言指導及び調査のにおける助言指導及び調査の

うよう指導すること。上の権利、義務の周知の徹底を行に引き出すとともに生活保護制度に引き出すとともに生活保護制度の権利、義務の周知の徹底を十分を対応を行い、相談内容を十分を対応を行い、相談内容を十分を対応を

関係先調査、病状把握及び扶養義者を与いた、保護の受給要件を確認するため、生活歴、家族構成、病するため、連活歴、家族構成、病するため、連活歴、家族構成、病が、収入、資産等の聞き取りの徹底に努め、調査に必要な同意書のの保険会社、社会保険事務所等の命保険会社、社会保険事務所等の命保険会社、社会保険事務所等の商品を受いる。

の推進
イー保護受給中における指導援助

の徹底に努めるように指導するこ務者に対する扶養能力などの調査

重点的かつ継続的に指導する必要管理を行うなど、問題点に応じて

を実施し、本庁が是正改善の進行事務所に対しては、特別指導監査

特に、問題点を多く抱える福祉

よう指導すること。
特内容の確認を行い、各種年金告内容の確認を行い、各種年金告内容の確認を行い、各種年金年一回の一斉点検により収入申

専門的な観点からの助言も参考に

また、関係機関との連携を図り

導すること。 導すること。 場は、事務効率化の観点も踏まえば、事務効率化の観点も踏まえば、事務効率化の観点も踏まえば、事務効率化の観点も踏まえば、事務効率化の観点も踏まえば、事務が率化の観点を対して

が変化した場合には適時適切な方針の樹立と計画的な訪問活 方針の樹立と計画的な訪問活 はやりな処遇方針を樹立させ 月体的な処遇方針を樹立させ はない あいました がない あいま が 変化した場 には が 変化した場合には が 変化した場合には が 変化した場合には が 変化した場合には が 変化した が 変化 が 変化した が 変

見直しを行うよう指導する必要を要するを一スについては、導を要するケースについては、導を要するケースについては、時間頻度を高める等の措置を講するよう指導の徹底を図るとともに、多様なニーズを有する高齢に、多様なニーズを有する高齢に、多様なニーズを有する高齢に、多様なニーズを有する高齢に、多様なニーズを有する高齢に、多様なニーズを有するとともに、多様なニーズを有するととの措置をすること。

なお、訪問時の不在が続く世帯については、本人来所時に実情を聴取することはもとより、情を聴取しるとはもとより、可能な限り世帯員、民生委員等可能な限り世帯員、民生委員等可能な限り世帯員、民生委員等での確認も含め、生活実態の理由の確認も含め、生活実態のであるよう指導すること。

形成等への指導援助を図りつつ、防成等への指導援助を図りつつ、は、就労意欲の助長、生活習慣のの結果、就労が可能な者に対しての結果、就労が可能な者に対し、を労の可否について十分検討し、その結果、就労が可能な者に対し、就

権利、義務の周知徹底及び推進

積極的な指導援助を行うこと。 の徹底を図り、自立助長のための 所への同行訪問等による就労指導 求職活動報告書の徴取、職業安定

導を行うよう指導すること。 指導するとともに、必要に応じ転 職指導を行うなど積極的な増収指 数及び就労時間を増加させるよう 業実態を的確に把握の上、就業日 じ就労先等の関係先調査により就 えられる者に対しては、必要に応 働能力を十分活用していないと考 ても、病状等から勘案し、就労日 数又は就労時間が少ないなど、稼 また、稼働している場合であっ

くない。 内容の審査が不十分な事例が少な 把握、収入申告書の徴取及び申告 あるが、これら発生要因を検討す 種年金、保険金収入、預貯金等の ると、訪問調査による生活実態の 無申告又は過小申告によるもので 不正受給の多くは稼働収入、各 不正受給防止対策等の推進

査を含めた関係先調査による内容 に説明を求めるとともに、 のあるケースについては、申告者 このため、収入申告内容に疑義

> 指示を実施するなど厳正に対処す 審査を徹底し、福祉事務所の指示 るよう指導すること。 に従わないケースについては文書

対策の推進に努めること。 状況を報告させる等不正受給防止 行い、その是正改善のための取組 は、発生経過と発生要因の分析を また、不正受給が発生した場合

### (二) 助の充実 要援護世帯に対する指導援

努めるよう指導すること。 の観点からのケース処遇の充実に 他法他施策の活用など、自立助長 医療、福祉等の関係機関及び地域 的確に把握するとともに、保健 世帯については、世帯のニーズを ーズに応じた在宅福祉サービス等 との連携の強化を図り、個々のニ 高齢者、傷病・障害者等要援護

## (E) 組織的な運営管理の推進

に福祉:務所が取り組むべき問題 点を理事者等に理解させるととも ためには、生活保護実施上の問題 生活保護の適正実施を確保する 計画的な運営管理の推進

> 要である。 なって組織的に取り組むことが必 せ、これに向けて全職員が一体と だ運営方針及び事業計画を策定さ 点、対処方針を具体的に盛り込ん

すること。 よる是正改善に取り組むよう指導 るとともに、自主的内部点検等に 祉事務所が抱える問題点を把握す また、個別ケースを通して、福

## 査察指導機能の充実

ど査察指導機能の充実強化を図る よう指導すること。 対する同行訪問を積極的に行うな る助言指導及び処遇困難ケースに とともに、ケースワーカーに対す 行管理及びケース審査を徹底する ていることから訪問調査活動の進 る制度運営の中心的な役割を担っ 査察指導員は福祉事務所におけ

実施体制の確保

ること 応じ専任面接相談員の配置など面 置に努めさせるとともに、必要に 支障をきたさないよう査察指導員 接相談体制の確保について指導す ケースワーカー等の適正な職員配 ケースの処遇及び事務処理等に

> る必要がある。 指導員、ケースワーカーが不足す にある福祉事務所においては査察 保するため、被保護者の増加傾向 した職員配置について特に配慮す ることのないよう保護動向を加味 特に、生活保護の適正実施を確

ための指導をすること。 の研修会等実施水準の維持向上の よう指導するとともに、実務中心 るので、組織的な対応がなされる に加えて事務処理をケースワーカ ては、経験の浅い職員が多いこと 任せにしている事務所もみられ また、小規模福祉事務所につい

### 四) 導等について 及び指定医療機関に対する指 医療扶助の適正運営の確保

の処遇に当たっては病状等を的確 に把握すること。 を受給しており、これらのケース 被保護世帯の大部分が医療扶助 医療扶助の適正運営の確保

通院状況等を把握するとともに、 訪問調査等により在宅の療養実態 より病名、 また、レセプトの縦覧点検等に 診療日数、受療期間

指導援助の徹底を図ること。 体的な処遇方針を樹立し、適切な 活指導及び就労の可否等について など、病状を的確に把握の上、生 訪問または嘱託医から意見を聴く 等を把握し、必要に応じて主治医 十分検討し、これに基づき個別具

び検査について 指定医療機関に対する指導及

を期すること。 等の傾向等を踏まえ、指導の実効 点、指定医療機関ごとの医療給付 て把握した医療扶助運営上の問題 事務所に対する指導監査等を通じ 及び検査に当たっては、管下福祉 指定医療機関に対する個別指導

## 重点的な指導の徹底 福祉事務所の実情に応じた

結果、文書指摘率が全国平均と比 められる福祉事務所が見受けられ として制度運営上多くの問題が認 は社会的経済的事情等により依然 べ著しく高い福祉事務所、あるい 要とする福祉事務所、指導監査の 因の分析による対応策の検討を必 被保護世帯が増加傾向で増加要

> 福祉事務所の個別事情に応じた指 導監査の実施に努めること。 の策定を具体的に指示するなど まえ、取り組むべき問題点を掌握 度監査結果による指摘事項等を踏 的特性及び保護の実施に係る前年 し、その要因の解析及び改善計画 実施体制、管内の保護動向、地域

# 指導監査の主眼事項及び

別紙に示す主眼事項及び着眼点に より実施することとしている。 平成九年度における指導監査は 主眼事項及び着眼点は、各監査

対象福祉事務所の運営方針及び事

らを念頭に置き、単に各事項ごと する指導監査に当たっては、これ 判断する目安を定めたものである。 総合的に検証し、その実施水準を のケース検討を通じ、具体的かつ する事情聴取、さらに個別ケース 部職員から保護の運営状況等に関 等による事前検討並びに所長等幹 業計画、指導監査の事前提出資料 したがって、福祉事務所等に対

これらの福祉事務所に対しては す主眼事項及び着眼点により実施 の向上に努めることが重要である。 題の発生した要因を的確に把握し の問題点の把握にとどまることな 別指導については、別紙第二に示 具体的に指示し、実施水準の一層 て、所要の是正または、改善策を く、総合的な分析を行い、その問 また、指定医療機関に対する個

えないこととされている。 することとしている。 については、各福祉事務所の実施 水準に応じて適宜追加して差し支 なお、この主眼事項及び着眼点

# 指導監査に当たっての留意

の事項に留意して実施すること。 する指導監査は、前述のほか、次 市が実施する管下福祉事務所に対 平成九年度の都道府県・指定都

## 監査の実施方式

査日程等により重点的かつ効果的 務所の実情に応じた、監査班、監 度監査結果等を踏まえ、各福祉事 指導監査は、保護動向及び前年

に実施すること。

的確に把握するよう努めること。 るだけ多く行い、ケースの実態を に当たっては、次のケースを重点 途に実施することとし、その選定 項に重点をおいて監査を行うこと。 の事務全般について行うものであ 福祉事務所における生活保護行政 に行うとともに、実地調査はでき 事務所の全ケースの概ね一割を目 る福祉事務所については、その事 また、ケース検討は、当該福祉 なお、特定の事項に問題点があ 実地に年一回実施すること。 原則として全福祉事務所に対 般監査は年間の計画に基づき 稼働年齢層の者のいるケー

(2) 新規開始後一年未満のケー

- するケース 高齢者等多様なニーズを有
- ケースを対象とする。) 暴力団関係者等ケース 全
- イ 特別監査 たケースのうち未措置ケース 前年度監査において指摘し

のような特別監査を行う必要があ 般監査のほか、必要に応じ次

祉事務所に対して行う特別な 特定の事項に問題がある福

特別な監査 示す福祉事務所に対して行う 監査後の状況を確認するた 保護動向等に特異な傾向を

## 監査班の編成

めの監査

等が、直接その指揮に当たるよう 等の監査に当たっては、主管課長 要な問題が予想される福祉事務所 配意すること。 もって編成するものとし、特に重 監査班は、監査吏員二名以上を

## 監査実施計画の樹立等

動向等を勘案して監査の主眼事項 た問題点及び最近における保護の において実施した監査結果に現れ を策定するに当たっては、前年度 画を樹立するとともに、実施計画 度当初にその年度の監査の実施計 都道府県及び指定都市は、

> ついて十分留意すること。 を定め、計画的かつ効率的実施に

# 監査実施計画の樹立等

て実地に講評の上、帰庁後速やか 善について報告を求めること。 に文書をもって通知し、是正、改 各福祉事務所ごとの問題点につい 指導監査の実施に当たっては

ど実効ある指導を行うこと。 ては年次計画により実施させるな 年度中に解決が困難な事項につい 改善方策についても指導し、当該 は具体的に行うとともに、併せて また、改善を要する事項の指摘

期限を付して報告させるとともに、 対する是正改善結果については 善状況を確認すること。 必要に応じ係員を派遣してその改 さらに、指摘を行った問題点に

# 別紙一 都道府県・指定都市が行う指導監査の主眼事項及び着眼点

1 保護の適正 実施の推進

階における助 調査の徹底 言、指導及び 申請、開始段 保護の相談

(3) 生活歴、職歴、 病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握

る権利、義務の周知徹底は図られているか。

保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定め

よう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われて

保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理解される

面接相談時における適切な対応と事務処理

他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。

されているか

員まで決裁されているか。 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職

保護開始時における調査の徹底 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。

資産等の把握状況

資料等に基づき十分審査されているか。 動車等)及び収入申告書(稼働収入、年金等)の内容は、挙証 保護の申請書、資産申告書(不動産、預貯金、生命保険、自

査等によって十分に検証・確認されているか また、関係先(金融機関、保険会社、社会保険事務所等)調

されているか。 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取

ウ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人 に周知されているか。

病状把握の状況

等が活用されているか。 病状等が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令

扶養義務履行の指導状況

所、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握する ための扶養能力調査は行われているか。 扶養義務者(特に生別母子世帯の前夫及び転出した子)の居

夫賽義務者が管内又は近隣の市町村に居住しており、ある程

Life and Welfare 18

度の扶養が期待できるときには、実地に調査されているか。

- 扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適
- 調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。 扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への
- 必要な扶養援助が行われているか。 給与の扶養手当等の対象者等として認定されている者に対して、 別世帯の健康保険等の被扶養者、税法上の扶養控除対象親族、

## 関係機関等との連携

- (1) 談所、公共職業安定所、医療機関等との連携が円滑に行われてい 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相
- (2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の処遇に ついて町村との連携は十分とられているか

## 1 権利、義務の周知徹底

(2)

保護受給中

時適切な指導が行われているか。 被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適

れているか。 また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図ら

ア 権利、義 援助の推進 における指導

務の周知徹

2 資産及び収入の把握

## (1) 資産の把握

収入の把握 底及び資産

調査等により的確に確認されているか。 資産(不動産、預貯金、生命保険等)の申告内容は、関係先

また、資産の申告内容に変化はないか。

## 稼働収入の把握 資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。

- ア 収入申告書は、定期的に徴取されているか。その際、給与証 明書等挙証資料は添付されているか。
- 給与額等)は、適切に行われているか。 収入申告書及び給与証明書等挙証資料の内容審査(稼働日数
- (3) 稼働収入以外(年金、保険金、補償金、仕送り等)の収入の把握 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、社会保険 収入申告書は適切に徴取されているか。

調査活動等 実態に即し 画的な訪問 の樹立と計 た処遇方針

的確に樹立されているか。 処遇方針の設定 ケースの実態に即して世帯主及び世帯員についての処遇方針が

ものとなっているか。 のケースの実態及び在宅福祉サービスの活用等を踏まえた適切な また、多様なニーズを抱える髙齢者世帯等の処遇方針は、個々

とも連携の上、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。 れているか。また、処遇の困難なケース等については、関係機関 処遇方針が、ケース記録に明記されているか。 処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しがなさ

## 訪問計画の設定

して適切に策定されているか。 ケース格付基準は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に即

る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該 世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。 個別のケースに対するケース格付は、ケースの実態、訪問調査 また、訪問格付基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図

活動の必要性に応じて適切なものとなっているか。

た他の年金の受給状況は的確に把握されているか。 事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。 また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となっ

収入申告書の内容確認 仕送り額等は、的確に把握されているか。

収入申告書の内容を確認するため、課税状況調査等の一斉点検

の実施について、努力されているか。

老齢年金等の受給資格の確認

て確認されているか。 一定の年齢に達した者について、老齢年金等の受給資格につい

資格について確認されているか。 また、一定の障害の状態にある者について、障害年金等の受給

扶養能力調査の実施

浅、過去の状況等を勘案の上、必要なものについては、適切に実 施されているか。 扶養義務者に対する扶養能力調査は、被保護世帯との関係の深

(3) 指導援助の推 の者のいるケ ースに対する

> ているか。 また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われ

- (3) 訪問計画は、ケース格付に基づき適切に策定されているか。
- 3 訪問調査活動の状況 訪問調査活動は、概ね計画どおり実施されているか。
- 特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースは
- (2) 臨時訪問は、ケースの状況変化に応じて適切に実施されている
- (3) 祉サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。 目的をもって訪問調査活動を行っているか。 また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、在宅福
- ④ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な 指導援助が行われているか。
- る等適切な対応措置がとられているか 面接すべき者の不在が続くなどの場合には、訪問方法を工夫す また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行うなど
- いないケースはないか。 不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。 長期にわたって来所による面接が続き訪問調査活動が行われて
- 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。 また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁され

## 就労阻害要因の把握

- 形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の
- 検診命令等により的確に把握されているか。 ついては、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等に
- 週切に行われているか。 また、検診命令に従わない場合には、保護の停廃止等の措置は
- 状況、入所条件等が勘案され、適り 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置 つわれているか

## 自立助長の指導状況

- (1) れているか。 計画書、求職活動状況報告書の提出等の指導により積極的に行わ 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、自立更生
- 十分行われているか。 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は
- ③ 自立援助のための各種貸付制度等他法他施策の活用についての への同行訪問等の援助が行われているか また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等
- 指導が適切に行われているか。 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示
- により徹底されているか。 また、指導指示に従わない場合には、保護の停廃止等の措置は
- 適切に行われているか。 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収
- ているか。 入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われ

また、転職を含む増収指導が行われているか

- 自立助長ケースの選定 身体的、家庭的条件等に応じた適職指導が行われているか。
- 助が行われているか。 ケースを中心に選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援 自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要がある

### 止対策等の推 不正受給防 (1) 収入申告内容の確認等の状況

(4)

進

- 毎年、課税状況調査等の一斉点検を行うなど、福祉事務所として、 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。 また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行うとともに、
- なく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由も

できるかぎりの努力が行われているか。

- 不正受給ケースに対する措置
- (1) 不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。 **遊質なケースについては、告発等が行われているか。**

援助の充実に対する指導	14 14 19 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

- 2 要援護世帯
- 個別具体的な指導援助の充実

応が行われているか。

べき問題点の有無が検討されでいるか。

福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、その適切な対

世帯の実態把握に問題がないかなど、福祉事務所として取り組む れているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による 法第63条及び第78条適用ケースの発生原因が十分に把握、分析さ

- 高齢者、傷病・障害者世帯に対する指導援助の状況 要接護世帯のニーズに応じ、ホームヘルプサービス事業、デ
- 祉施設等の各種保健福祉施策の活用は図られているか。 イサービス事業、老人訪問看護制度、老人保健施設及び社会福
- 力を求めているか。 高齢者、障害者等がいる世帯について、必要な生活環境等の 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協
- 力依頼は行われているか。 整備のための制度の活用が図られているか 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についてのは
- (2)7 母子世帯に対する指導援助の状況 母親の養育態度、子供の就学状況等に問題のある世帯に対し、
- 適切な指導援助が行われているか。 子供の進路について、学校等関係機関との連携を図り、
- ウ 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に 行われているか。

な指導援助が行われているか。

- 等の活用状況 要援護世帯の処遇充実のための関係機関との連携及び社会資源
- との連携、近隣住民の協力等による支援体制等幅広い社会資源 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、学校等関係機関

3 適正運営の確 医療扶助の (1) 3

不正受給等の発生原因の把握とその対応状況

不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から

- ウ 必要に応じ、関係者にケース診断会議への参加又はケースへ の同行訪問を要請しているか。
- 医療扶助受給者に対する指導援助の状況
- (1) により的確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等 が適切に行われているか。 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等
- (2) は行われているか。 長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助
- (3) 地に近い医療機関となっているか 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住
- (4) は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われ 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査
- レセプトの点検、活用状況
- (1) 養指導等常時活用できる状態となっているか。 レセプトは、個別ケースごとに直近6か月程度は編綴され、療
- 指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。 医療費の適正な支払のため、縦覧点検等レセプト点検が実施さ また、病状の把握、療養指導等に際し、ケースワーカー、査察
- れ、過誤調整等は適切に行われているか。 義が生じた場合には、嘱託医協議又は本庁協議が適切に行われて レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑
- 移送給付等の状況
- 移送給付
- 移送給付は、申請に基づき行われているか。 また、通院証明書、レセプト等により事実確認は行われてい
- 行困難と認められた者等、真に止むを得ない者に限って行われ 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、

の活用が行われているか。

不正受給の原因分析及び再発防止対策は適切に講じられている

### 営管理の推進 営管理の推進 計画的な運

- (2) 入院患者日用品費等給付 移送給付は、現物給付を原則として行われているか。
- の調整が適切に行われているか。 入院患者日用品費及び障害年金等の累積金は把握され、加算等
- (3) 施術、治療材料給付

申請させ、適切に行われているか。 あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に

- 嘱託医等の配置及び活動状況
- 嘱託医は週1回程度の所内勤務が確保されているか。
- かつ技術的意見が聴取されているか。 医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等の専門的
- 果的に活用されているか。 ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効
- 本庁協議状況

からみて疑義のあるものについて本庁協議が行われているか。 医療の給付の要否、処遇方針の決定に当たっては、医学的見地

- 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況
- あるか否かについて確認がされているか。 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるもので
- ついて、保健所等関係機関との選携が十分図られているか。 患者の病状等に応じ、精神保健福祉法、結核予防法等の活用に 特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認がされて
- ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の 可否についての検討が行われているか。
- ついて検討が行われているか。 精神科の外来通院について、精神保健福祉法第32条の適用に

## 理事者等の現状認識

組織的な運

- 題点の現状を十分掌握しているか。 及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制
- の要因の分析を行い、具体的な改善 理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等 『の策定等、その対応措置

- を講じているか。
- ア 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケ て取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体とし き問題の有無を把握しているか。 ースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべ
- イ 法第63条及び第78条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事 務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。
- ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体 の問題として把握し、取り組んでいるか。 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主

的内部点検や適正化対策事業等を実施するなど、その対応策を

(4) めているか。 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努

講じているか。

- 運営方針及び事業計画の策定等の状況
- 導監査結果等を十分踏まえた上で策定され必要に応じ見直しが行 当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指 われているか。 生活保護の運営方針は、ケースワーカー等関係職員が参画して
- 事業計画は運営方針に基づき具体的かつ実行可能なものとなっ また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。
- 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況

認され必要な措置がとられているか。

また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確

- (1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項 を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されてい
- (2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計する いるか。また、運営方針等に反映されているか。 とともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされて 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかか

19- 導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は

指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討してい

1

職員の配置状況

能の充実

(2) 查察指導機

訪問計画の進行管理等

指導が適切に行われているか 調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。 ケースの実態に即した処遇方針の樹立、訪問計画の策定、訪問 また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言

2 な指導を行っているか。 長期間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要

ケース審査及び助言、指導

導を適切に行っているか。 ケースの処遇内容について、ケースワーカーに必要な助言、

て特別な配慮がなされているか。 特に、新任のケースワーカーに対し、実務指導、接遇等につい

ケースワーカーに助言・指導した事項、その経過及び結果につい

- 切に行われているか。 て、査察指導台帳に記録される等、何らかの形で記録されているか。 ケースワーカーに助言、指導した事項についての進行管理は適
- 査察指導台帳等を作成し、効果的に活用しているか
- 3 処遇困難ケースへの対応
- その実態を把握し、適切な処遇を行うよう指導しているか。 処遇ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、
- 同行訪問を要請しているか。 必要に応じ、関係者にケース診断会議への参加又はケースへの
- 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか

査察指導員、ケースワーカーは充足されているか。

- 指導ができる者となっているか、 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、
- 事務処理等に支障を来していないか。 ケースワーカーの大半が異動すること等によってケースの処遇

等必要に応じ速やかに開催されているか

また、所長等幹部職員が出席しているか。

会議経過は記録されているか。

また、会議結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。

ケース診断会議は、処遇困難ケースの処遇方針を樹立する場合

ケース診断会議の活用状況

- いる場合、支障を来していないか。 査察指導員、ケースワーカーが生活保護以外の業務を兼務して
- 面接相談体制の状況

専任面接相談員が配置されているか。

- ているか。 ケースワーカーの複数面接制の採用など面接相談体制が確保され 専任面接相談員の配置が困難な場合にあっては、査察指導員と
- 研修の実施状況
- 概要、実務、他法他施策等の職場における研修が適切に行われて 新任職員、中堅職員等職員の経験年数に応じて生活保護制度の
- ケース研究会等職場内研修は適切に行われているか。
- 経理事務の処理状況 **県外研修の実施等、研修内容には工夫がこらされているか。**
- らし適切なものとなっているか。 保護金品の支給手続・返還金の返納手続等は、関係法令等に照
- たるなどの体制がとられているか。 保護金品の支給については、定期的又は随時に関係帳簿との照 特に、金品等の授受に当たっては、 原則として複数の職員で当
- 還を免除する場合は、個別の必要性が十分検討されているか。 合、点検を行っているか。 法第60条による返還額の決定に当たり、その一部又は全部の返
- 債権管理は適切に行われているか 法第63条による返還金及び法第77条又は第78条による徴収金の また、その内容は挙証資料等により明確にされているか。
- ケース記録等事務処理の管理状況

また、未収について、国庫負担金との調停は適切に行われてい

ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳

(1)

### 5 の実情に応じ た重点的な指 福祉事務所

(2) (1) 6 (2) 守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか 点検等の管理が適正に行われているか。 訪問用自動車等の機動力は整備されているか。 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、 特殊勤務手当は、妥当な額が支給されているか。

- 福祉事務所の実情に応じた取組状況
- (1)それに対する具体的な対応策が講じられているか。 福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析が行われ
- が計画的に策定されているか。 の根本的な要因等の分析が十分に行われ、それに対する対応策等 地域の特性から問題点が認められる福祉事務所においては、そ
- (3) 因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。 前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は、その原
- (4) つ継続的に確保されうる体制が取られているか。 特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的か また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、
- 施水準の維持向上のための努力がされているか。 **暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況**
- (2) 資産、収入、生活歴、現在の生活実態 (病状、稼働状況等) は により的確に把握されているか 暴力団関係者のケースについては、警察署等関係機関への照会
- され、組織的に取り組んでいるか 的確に把握されているか。 ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確に
- また、受給要件は常時見直されているか。
- (5) (4) 自立更生計画書は必要に応じ徴取されているか。
- 等の措置が行われているか。 警察署等関係機関とは常時連携できる体制が確保されているか なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する
- 自動車保有ケースに対する調査、 保護の開始決定後、本庁への報告が速やかに行われているか。

自動車の保有状況が関係先調査

より的確に把握され、保有

されているか。 要件の審査が適切に行われているか なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討

- (2) やかな協議が行われているか 保有を認める場合に、本庁協議が必要なケースについては、速
- われているか。 保有を認めた場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行
- 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示
- により徹底されているか また、指導指示に従わない場合には、保護の停廃止等の措置は
- (5) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われて 適切に行われているか。

## 別紙二 都道府県・指定都市が行う指定医療機関に対する 個別指導の主眼事項及び着眼点

睱

者に対する適切 な処遇の確保 医療扶助受給

- 医療扶助に対する理解の状況
- (1) 解されているか。 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理
- 診療報酬の請求は適切に行われているか
- (3) また、長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取得等 について配慮されているか。 精神保健福祉法等他法の取扱いについて配慮されているか。 特に、精神保健福祉法第32条適用について理解されているか。
- 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況
- 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか
- 医師、看護婦等医療従事者は、確保されているか

(3) (2) (1)

- 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われて 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。
- 入院患者日用品費の取扱いは、適切に行われているか

課長通知をもって具体的な取扱い 三号厚生省社会・援護局監査指導 の概要について説明する。 が示されたところであり、 局長通知及び同日付社援監第四十 援監第四十二号厚生省社会・援護 を示すとともに、三月二十七日社 護関係係長会議においてその内容 会福祉関係主管課長会議、 開催された都道府県・指定都市社 本年三月十二日及び三月十三日に に係る指導監査方針については 平成九年度における保護施設等 、生活保

### 第一 監査について 保護施設に対する指導

施する指導監査の果たす役割は極 保することが不可欠であり、各都 法人・施設が健全な安定運営を確 めて重要である。今後、 道府県・指定都市及び中核市が実 て、入所者処遇を行うためには、 保護施設がその設置目的に沿 保護施設

> である。 ては、問題点に対応した重点的か 題が認められる法人・施設に対し 監査との連携を保ちつつ指導監査 施するために、他の社会福祉施設 つ継続的な指導を行うことが必要 体制を整備し、監査結果等から問 に対して更に適切な指導監査を実

な指導監査を行うこと。 の施設の問題点に着目した効果的 正化の推進、に重点を置き、個々 ③社会福祉法人及び施設運営の適 ①適切な入所処遇の確保、 な職員の確保と職員処遇の充実 また、指導監査に当たっては、 ②必要

監査を適切に実施すること。 導監査と併せて法人に対する指導 れることとなったので、 法人の認可権及び監督権が移管さ ては、本年四月一日から社会福祉 なお、指定都市・中核市におい 施設の指

【指導監査の基本方針】 指導監査体制等の充実

> 施に当たっては、 設監査との連携を保ちつつ指導監 査担当職員の資質向上のため研修 査を委任している都道府県は、監 査体制の整備を図ること。 また、管下福祉事務所に指導監 保護施設に対する指導監査の実 他の社会福祉施

ること。この場合、全施設に対す 所者処遇及び職員処遇等の全般に 法人の理事会運営、施設運営、入 合は、前回の指導監査の結果から る実地指導監査の実施が困難な場 して年一回全施設に対して実施す 確保のため、指導監査は、原則と を実施すること。 なお、法人・施設の適正な運営

> うこと 二年に一回は実地に指導監査を行

二 入所者処遇に重点を置いた 指導監査の実施

び定着化により、入所者処遇の向 る入所者個々人の人権を尊重した する適切な処遇を確保することに 上が図られるよう指導すること。 充実等に努め有用な人材の確保及 実施、適切な給与、労働時間の短 るかに重点を置いた指導監査を実 あるので、各種のハンディを有す 縮、有給休暇の消化、福利厚生の 施するとともに、十分な研修等の 適切な入所者処遇が確保されてい 施設運営の基本は、入所者に対 問題点を有する法人・施設

に対する重点指導

付してその是正改善等の措置を講 よる指導事項については、期限を 施するとともに、指導監査結果に 当課長自らが実地に指導監査を実 する必要があり、必要に応じて扣 応して重点的、かつ継続的に実施 る指導に当たっては、問題点に対 問題を抱える法人・施設に対す

ずるよう指摘すること。 また、指導監査結果による改善

あっても、当該施設に対しては、

に努めること。なお、この場合で 監査の方法を工夫し実施率の向上 監査方式等の実施を検討するなど 全施設数の二割を限度として書面 り、選定根拠を明確にした上で ついて良好と認められる施設に限

ど厳正に対処すること。 解職勧告及び業務の停止を行うな 基づく改善命令をはじめ、役員の 個々の事例に応じ、社会事業法に 置の停止等の協力を求めるほか 対しては、実施機関に新規収容措 措置が講じられない法人・施設に 及び指摘事項について必要な改善

ځ

(2)

# 指導監査の実施内容の充実

る必要がある。 してその実効をあげるよう配慮す 法人監査と施設監査を同時に実施 法人が経営する施設については 法人監査と施設監査の同時実施

指導を担当する指定都市・中核市 等に所在する法人経営の施設に対 と法人指導を担当する道府県が同 する指導監査に当たっては、施設 時に指導監査を実施すること。 特に、複数の指定都市・中核市

県との連携のもとに指導監査を実 法人に対する共通認識を確保して 応じて情報交換を行うことにより、 施し、監査結果については必要に ついては、厚生省及び関係都道府 おいて施設を設置している場合に おく必要がある。 また、法人が複数の都道府県に

> いては、常時綿密な連携を図るこ 人指導部門が異なる都道府県にお さらに、施設指導担当部門と法

平板的監査を避け、施設ごとの問 を行うこと。 題点に着目した効果的な指導監査 指導監査に当たっては、画一的、 効果的な指導監査の実施内容

法人・施設監査を常に把握し、 摘事項についての是正改善状況 の進行管理を行うこと。 指導監査は、年一回に止まらず、 するとともに、当該施設に対する 重点的かつ継続的に指導すること。 業所管課との組織的な連携を強化 に対する指導に当たっては、各事 さらに、指導監査の結果は、 また、問題を有する法人・施設 そ

## 【指導監査の主眼事項】

尊重と適切な生活環境の確保、 康管理等の充実、プライバシーの 紙一に示す「主眼事項及び着眼点」 に基づき実施することとする。 ついては、次の事項を重点的に別 法人・施設に対する指導監査に **人所者に対する食事、入浴、** 適切な入所者処遇の確保 自

> 要がある。 立、自活への援助等を充実するこ 自立の促進を図るよう指導する必 とにより、入所者の処遇の充実と

見を求める等、専門的判断も踏ま が必要である。 えた個別処遇方針を策定すること 案し、必要に応じて嘱託医等の意 心身の状況、日常動作能力等を勘 そのためには、入所者個々人の

の充実 食事、リハビリ等入所者処遇

て配慮するよう指導すること。

排泄物等の介助の実施、衛生的な 個々人の身体状態に応じた入浴、 好調査結果を踏まえた給食の提供 るためのリハビリテーション、嗜 じての見直し、機能低下を防止す 個別処遇方針の策定及び必要に応 医療対策の確保等について指導す 被服及び寝具の提供、適切な保健 するよう、個々人の状況に応じた 入所者の快適な日常生活を確保

るよう指導すること。 応じた情報の提供、家族との交流 家庭復帰への援助について配慮す への適切な対応、家族への必要に また、入所者や家族からの相談

入所者は、施設での生活が長期 入所者の生活環境等の確保

当に制限することなく、レクリエ 者の意向等を尊重した処遇につい ーション活動、外出・外泊等入所 管理上の都合で入所者の生活を不 観点から、施設の運営に当たって ることが重要である。このような にわたる場合が多いので、ゆとり と楽しみのある入所生活を確保す

うよう指導すること。 ど入所者預り金の適切な管理を行 また、預り金の払出しに当たって、 かっている預金通帳と印鑑が、そ 入所者からの受領の確認をとるな れぞれ別の者によって管理され、 自己管理が困難な入所者から預 入所者預り金管理の適正化等

等に通知するよう指導すること。 するとともに、必要に応じて家族 いて、入所者に対し定期的に通知 さらに、預り金の収支状況につ 自立、自活等への援助

所者が自ら進んでその障害を克服 減退を防止するための訓練及び入 応じ、機能を維持し、又は機能の 入所者の身体的・精神的条件に

こと。また、特に授産施設におい 指導すること。 確保について十分配慮されるよう ては、入所者の障害等に応じた作 職能的訓練等を行うよう指導する ることができるようにするため、 業種目の採用、適切な作業環境の とにより、社会経済活動に参加す し、その有する能力を活用するこ

必要な職員の確保と職員処遇

適切な給与水準の確保

させないよう公平に運用すると 標準職務表等を給与規定に明記 的な職員の確保を図る観点から、 し、かつ職員間に不均衡を生じ 初任給格付基準、前歷換算表、 職員の給与については、継続

指導すること。 労働時間の短縮等労働条件

著しく乖離することのないよう

の地方公共団体等と比較して、 ともに、給与水準が施設所在地

働基準法に基づく週所定労働時 める必要がある。そのため、労 して、魅力ある職場づくりに努 施設における職員の確保策と

> 件の改善に向けて指導すること。 もに、産休、育児休業等労働条 働時間の短縮、年次有給休暇の 間四十時間の完全実施による労 活用についての配慮を行うとと 化の向上 業務体制の確立と業務省力

について指導すること。 業務省力化のための設備導入等 効率的な業務体制の確立及び

職員研修等資質の向上対策

導すること。 等の充実、介護福祉士等の資格 対策の推進の取組みについて指 取得に対する配慮等の資質向ト への積極的な参加及び内部研修 のような観点から、各種研修会 していくことが必要である。こ 祉の専門職としての資質を確立 ことが求められており、社会福 なニーズに的確に対応していく 施設の職員は、入所者の多様

福利厚生等の士気高揚策の

人・施設の財産の状況、金銭の借 また、監事は理事の業務執行、法

入れの状況等についての監査を通

の実施のための福利厚生センタ クリエーション、健康管理増進 職員に対しての福利厚生、レ

監事機能を十分発揮するよう指導 期待されているものであり、その じて、理事等に対する牽制効果を

ついて指導すること。

慮し、職員の定着化に努めるよ る。そのためには、福祉人材セ は、必要な職員数の配置や質の 所者処遇を充実していくために ンターの活用や労働条件等に配 高い専門職員の確保が必要であ 適正な施設運営を確保し、入

二 社会福祉法人及び施設の運 営の適正化の推進 う指導すること。

が確保されることが必要である。 を選任し、理事会での適正な審議 実際に法人運営に参画できる理事 理事会は適切な役員構成の下に、 ることが必要である。このため、 事会機能及び監事機能が充実され めには運営の中核となる法人の理 施設の適正な運営を確保するた 法人の運営管理体制の確立

ーの活用等士気高揚の取組みに

職員の確保及び定着化 を配置するよう指導するとともに、 ため、資格を有する専任の施設長 健全な施設運営を確保していく 施設の運営管理体制の確立

状況について点検を行い、所要の 状況及び職員処遇、入所者処遇の 設に対しては、都道府県、指定都 指導すること。 備等の整備、維持管理についても 適切に行われているか等について 市及び中核市本庁が施設等の整備 整備、運用されているか、施設設 **へ事、労務面での規程等が適正に** また、高額繰越金等を有する施

上、適正に行われるよう指導する かを厳正かつ具体的に審査確認の な施設運営が確保されているか否 いては、指導監査を通じて、適正 改善を図るよう指導すること。 さらに、運営費の弾力運用につ

内部牽制体制の確立

から、監事の職務及び役割が重要 況等を明確にする必要があること 実質的審議、法人・施設の財産状 営をしていくためには、理事会の 法人・施設が健全で安定的な運

るよう指導する必要がある。 であるので監事機能の充実に努め

よう指導すること。 に必要に応じて家族等に通知する 預り金の収支状況について、入所 される等内部牽制体制の確保に努 鑑がそれぞれ別の者によって管理 預り金については、預金通帳と印 されるよう指導すること。入所者 め、会計責任者と出納職員を明確 者に対し定期的に通知するととも めるよう指導すること。さらに、 にして適正な会計事務処理が確保 措置費の適正な執行を期するた

## 寄付金の取扱い

いて指導すること。 れた上で行われているかなどにつ 人・施設との契約が適正に締結さ 招かないよう、その取引業者と法 受け入れる場合、社会的に誤解を 所者や施設職員から寄付を求めて 寄付者の意向に沿った会計処理を いないか、取引業者からの寄付を 行うよう指導すること。また、入 寄付金の受け入れに当たって

# 不祥事の未然防止対策の

不祥事の発生要因とその背景を

指導すること。 事長、施設長等役職員が親族等と 施設の幹部役職員に対し、施設の るとともに、研修等を通じ法人・ しているかどうかについて検証す 不祥事の未然防止対策が十分機能 ては、これらの事項に留意して、 いる。従って、指導監査に当たっ 営が行われていることに起因して 部の者の専断による法人・施設運 ていること等により、理事長等一 の特定な関係にある者で占められ 監査が形骸化していること。②理 みると、①理事会の審議、 公共性に関する意識を高めるよう

## 防災対策の充実強化

るみの防災体制の強化への取組等 隣施設及び地域住民等との地域ぐ 難体制の確立、夜間又は夜間を想 に万全を期するよう指導すること。 施、非常食等備蓄物資の確保、近 定した避難訓練及び消火訓練の実 防災対策については、連絡・避 極的な取組み 在宅福祉、地域福祉への積

を深めていくよう指導援助するこ 提供し、可能な限り地域との連携 施設はその専門的機能を地域に

> 第二 査について 実施機関に係る指導監

ځ

事項及び着眼点」に基づき原則と 及び本人支払額の決定事務につい して年一回実施すること。 て適正を期するよう指導すること。 ついては、別紙二に示す「主眼 実施機関に対しては、入所措置

実施体制の確保

適正な職員の確保を行うととも

施するよう指導すること。 に新任職員等に対する研修等を実

(2) 適正な入所措置事務等の

導すること。 された状況を十分把握するよう指 の決定事務を適正に行うために 状況に応じた処遇及び本人支払額 かつ、入所者の身体的、精神的な 入所後も訪問調査を実施し、措置 適正に入所措置事務が行われ

# 別紙一 社会福祉法人・施設に係る指導監査の主眼事項及び着眼点

### 保 所者処遇の確 主眼事項 適切な入 がなされているか。 か。また、入所生活をゆとりのある、かつ、楽しみのあるものにす 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していない 施設の処遇について、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮 点

ビリ等入所者 処遇の充実 食事・リハ

び所内生活態度等についての定期的調査結果に基づいて策定さ れているか。 個別処遇方針は、日常生活動作能力、心理状態、 家族関係及 るためのレクリエーションの実施等に創意工夫がなされているか。

個別処遇方針は、適切に策定されているか。

の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直し また、個別処遇方針は、入所後、適切な時期に、ケース会議

イ 処遇方針は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て 策定され、かつその実践に努めているか、

- 個別処遇方針に基づいた処遇が実践されているか
- 入所者の処遇記録等は整備され、活用が図られているか。
- ケース処遇の進行管理は適切に行われているか。
- リハビリテーションは、適切に行われているか。 機能低下を防止するために保護施設の個別リハビリ計画が策
- 車いす、歩行器等は、必要な台数が確保されているか

定されているか。

- 適切な給食を提供するよう努められているか。
- 必要な栄養所要量が確保されているか。
- いるかなど、食事のメニューに工失がなされているか。 嗜好調査、残食(菜)調査及び検食結果等を献立に反映して
- ウ 検食は、適切な時間になされているか。 (原則として食事前 となっているか。)又、常に同一の職員により実施されていな
- 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか
- オ 新鮮な材料を用いてバランスのとれた食事が提供されている か。(安易に缶詰等の加工食品、既製品を用いていないか) 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。(特に
- 夕食時間は17時以降となっているか) 食事は適温で食べられるような配慮がなされているか。
- ク 入所者の身体状態に応じた食事のための自助具等の活用がな されているか
- ケ 保存食は一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管 されているか。また、原材料についてもすべて保存されている
- コ 食器類の材質、種類に配慮がなされ、また、衛生管理に努め られているか。
- 適切な入浴の確保ができるよう努められているか。 給食関係者の検便は毎月全員実施されているか
- ア 入所者の入浴は、1週間に少なくとも2回以上行われている か。また、次回の入浴までの間については必要に応じて清拭等 が行われているか。
- けるなど週2回の入浴が確保されているか。 特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設

- 入浴に当たっての健康状態のチェックは行われているか。
- 身体状態に応じた入浴が行われているか
- が行われているか。 自力で入浴可能な者については、入浴時間、入浴回数の配慮
- ア おむつ交換時には、衝立、カーテンを活用するなど入所者の 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われてい
- 障害に応じた工夫がなされているか。また、換気や保温に配慮 心情に配慮がなされているか。 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は
- ウ 便秘が続いている者に対する浣腸、摘便等が適切に行われて がなされているか。
- エーおむつ交換時は、換気に配慮がなされているか。 また、汚物は速やかに処理されているか。
- トイレ誘導等の働きかけが行われているか。 おむつ使用者に対するおむつ外しのため、ポータブル介助や
- 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努められているか。

夜間の排泄介助及びおむつ交換について、十分配慮がなされ

- 着用するよう配慮がなされているか。 入所者の被服は、季節、生活サイクルに合った衛生的な物を
- 起床後着替えもせず寝巻きのままとなっていないか。
- となっているか。 シーツ等獲具のリネン交換は適切に行われ、常に清潔なもの 入所者の被服の洗濯等は適切に行われているか。
- 医学的管理は、適切に行われているか。
- に行われているか。 定期の健康診断、衛生管理及び伝染病等に対する対策は適切
- に行われているか。 医による必要な医学的管理が行われ、看護婦等への指示が適切 また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託 医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。) 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託

ための工夫がなされているか。		に作動するか。	
は、計画が作成され適切に実施されているか。又、参りです。		オ 居室、便所等必要な場所にナースコールが、設置され、円滑	
アー機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業・		になされているか。	
(1) 救護施設関係		エー居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切	
立、自活等への援助が行われているか。	等への援助	のプライバシーが守られるよう配慮がなされているか。	
入所者個々の身体状況等を考慮し、施設種別毎の特性に応じた自	4 自立、自活	ウ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者	
		イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。	
示に基づく遺留金品の引き渡しは適切になされているか。		また、障害に応じた配慮がなされているか。	
入所者が死亡した場合に、実施機関への通報及び実施機関の指		いるか。	保
③ 遺留金品の引き渡し等は、適切に行われているか。		ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となって	活環境等の確
いないか。		施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。	2 入所者の生
イ 行事の一環として行う費用 (外食等) を入所者に負担させて			
させていないか。		<i>h</i> °	
活用品等であって、施設会計で負担すべき経費を入所者に負担		加できる体制が整えられるなど実施機関との連携が図られている	
アー入所者の処遇に必要な医療介護用品、布団、毛布等の日常生		また、入所者診断会議には、必要に応じて実施機関の職員が参	
② 介護用品等の本人負担は、適切に行われているか。		所者が適正な施設に適正な期間措置されているか等)	
に連絡しているか。		行いその更生の目標、実施方法等を決定し管理しているか。(入	
カ 預り金の収支の状況を定期的に入所者(必要に応じて家族等)		要な時期に、入所者の機能の状態、適性、能率等について検討を	
るか。	•	入所者の入所、退所の際及び入所者処遇等の実施にあたって必	
合の下に金銭授受が行われ、入所者からの受領印が徴されてい		9 実施機関との連携が図られているか。	
オー預り金の払出しに当たっては、引き渡す職員以外の職員の立		ついての働きかけが行われているか。	٠.
れているか。		ウ 家族の面会が長期にわたってない場合、家族に対し、来所に	
エ 預り金の収支状況は、施設長により定期的(毎月)に点検さ		さらに、家庭復帰後の状況が適切に把握されているか。	
別々の場所に管理されているか。		族との連携を図る等適切に対応されているか。	
管者、印鑑保管者がそれぞれ別に定められ、その保管も適切に		また、家庭復帰が期待できる者については、実施機関及び家	
ウ 入所者の依頼により預り金を保管している場合、預金通帳保		慮がなされているか。	
れているか。		入所者の身体状況の変化等について家族への情報提供等の配	
イ 自己管理のための必要となる保管場所の確保等の配慮がなさ	-1,	イ 家族との連携が緊密に保たれているか。	
に施設が預り金として管理されていないか。	化等	た、相談に対して適切な助言指導が行われているか。	
ア 入所者の所持金を、自己管理が可能な者についてまで、一律	金管理の適正	ア 入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。ま	
(1) 入所者預り金の管理は、適正に行われているか。	3 入所者預り	(8) 家族との連携に積極的に取り組まれているか。	
		について配慮がなされているか。	
具が確保されているか。		エー入所者の外部への通院時の介添え、入所者の入院時の付添い	
カー障害を有する入所者のために必要な卑いす、歩行器等福祉用		ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。	

優秀な人材を安定的に確保するため、資質向上のための研修の充

- を勘案した適正なものとなっているか。 訓練又は作業の内容、時間は入所者の精神的、身体的状況等
- れているか。 精神障害者社会復帰対策等関係諸施策の活用が十分に検討さ
- エ 疾患に応じて医療機関との長期的な協力関係が確立されてい
- 図られているか。 入所者の個別の状況等について、保護の実施機関との連携が
- 機関と十分連携が図られているか。 通所事業の実施に当たっては、家族、 保護の実施機関等関係

## (2)

- ア 入所者に対し、個別的に更生計画と実施方法を決定するため 総合診断会議が開催されているか。
- 生について配慮がなされているか。 入所者の作業能力評価を適切に行い、心理的更生、職業的更
- ウ 作業設備又は作業分担は、入所者の身体的状況等を勘案した ものとなっているか。
- 作業環境、安全管理は適切に行われているか
- 等が行われているか。 正なものとなっているか。また必要に応じて授産科目の見直し 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適
- がなされているか。 肢切断又は機能障害者に対し、作業能率を高めるための工夫
- 入所者の作業記録が適正に記録されているか。
- ク 授産事業に係る受注価格、販売価格は地域の同種の企業に比 し適正なものとなっているか。
- 理されているか。 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処
- 授産収入の算出、必要経費の算出は適正に行われているか
- 工賃の支払いは適正に行われているか
- シ 他の施設等の行う作業会計等との負担が適正に行われている

### 1

### 水準の確保 適切な給与

## 2 労働時間の

件の改善

- 短縮等労働条 (1) 労働時間、休暇関係
- けた努力がなされているか。) 労働時間40時間への改善が図られているか。又、時間短縮に向 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 労働時間の短縮についての促進が図られているか。(週所定
- 年次有給休暇等の取扱いは、適切に行われているか。
- 産休、育児休業等の取扱いは、適切に行われているか。

## (2) 夜勤、宿日直関係

- 夜勤、宿日直等の取扱いは、適切に行われているか。
- いて努力がなされているか。 寮母等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消につ

また、設備、備品等夜勤等を行う者への福利厚生は、十分な

配慮がなされているか。

### (3) 健康管理関係

また、寮母等夜間勤務を行う職員について6ヵ月以内ごとに1 職員への健康診断は、適正に実施されているか

## (4) 退職手当関係

回行われているか。

- (短期雇用者及び加入対象外施設職員等が含まれていないか。) 退職手当共済制度への職員の加入は適正に行われているか
- 理解され適正に届出が行われているか。 社会福祉・医療事業団等に提出されている本俸月額は正しく

# 実や福利厚生の充実等、職員処遇が充実されるよう努められている

- (1) る等妥当なものとなっているか。 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案す
- れ、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当等は適正に支給されてい 給与規程に初任給格付基準、前歴換算表、標準職務表が整備さ
- に行われているか。 また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正

イ 管査報告書を作成し、理事会及び所轄庁に報告後、法人にお		適切な基本方針のもとに施設運営が行われているか。	第3 社会福祉
て十分な監査が行われているか。			-
人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算費につい	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	いるか。	
ア 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法	<del></del>	エ「福祉人材センター等が行う事業について、その活用に努めて	
4) 監事監査は、適正に行われているか。		いるか。	
いるか。	ı ·	ウ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めて	
キ 評議員会を設置する必要のある法人に適切な指導が行われて		イ 雇用条件の明示等職員採用の適正化に努めているか。	
カ 研修等に役員が積極的に参加しているか。		また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。	
いるか。		アー戦員の計画的な採用に努めているか。	及び定着化
人・施設の中・長期的な安定運営を図るための審議が行われて		職員の確保及び定着化について積極的に取り組まれているか。	6 職員の確保
オ 理事会において、事業計画の推進及び借入金の償還等、法			
理事はいないか。		いるか。	
エ 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している		ウ 福利厚生センター等が行う事業について、その活用に努めて	
ゥ 理事長及び一部の者による専断がなされていないか。		イ 職員の健康管理の増進等に努めているか。	
イ 理事会は適宜、必要な時期に開かれているか。		なされているか。	の充実
確に記録・保存されているか。	-	ア 職員に対するレクリエーション等士気高揚策について配慮が	の士気高揚策
また、議事録は審議経過がわかるように各理事の意見等が正		福利厚生等の士気高揚策について、その充実に努めているか。	5 福利厚生等
われているか。	- 100		
ア 理事会等の開催、予算の承認等要議決事項の審議は適正に行		れているか。又研修記録が整理されているか。	
(3) 理事会等は、適正に機能されているか。		エ 研修内容が、職員会議等において、他の職員へ周知・紹介さ	
また補欠役員の任期は、前任者の残任期間となっているか。		ウ 介護福祉士等の資格取得への配慮がなされているか。	
オー役員の任期が明確になっているか。		イ 職種別の外部研修等への参加が行われているか。	
エ 選任関係の書類が整備されているか。		また、参加者の偏りがないか。	の推進
ウ 役職員が親族等の特殊の関係にある者で占められていないか。		アー研修が職員に対して計画的に行われているか。	資質向上対策
イ 役員の選任及び構成は、適正であるか。		職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。	4 職員研修等
ア 欠格事由を有する者が選任されていないか。			
(2) 役員構成、選任手統等は、適正に行われているか。		の省力化の努力がなされているか。	
イ 定款及び登記事項の変更手続は適正に行われているか。	-	ウ 業務省力化機器の導入、業務の外部委託の推進等による業務	
また、事業内容は定款と相違していないか。	立	効率的な業務体制を確立するよう努めているか。	
ア 定款は、定款準則に準拠したものとなっているか。	管理体制の確	イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど	
(1) 定款は、適正に整備されているか。	1 法人の運営	るか。	
	の推進	ア「職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能されてい」	力化の推進
る職員による適切な運営を行うよう努められているか。	運営の適正化	るか。	確立と業務省
健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有す	法人及び施設	業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされてい	一 3 業務体制の一

- 則に準拠したものとなっているか。 備されているか。
- 続等は、適正に行われているか。 項の変更手続は適正に行われているか。 は定款と相違していないか。
- る者が選任されていないか。
- の特殊の関係にある者で占められていないか。 構成は、適正であるか。
- が整備されているか。
- 礁になっているか。
- に機能されているか。 任期は、前任者の残任期間となっているか。
- 予算の承認等要議決事項の審議は適正に行
- 番譲経過がわかるように各理事の意見等が正
- 必要な時期に開かれているか。
- の者による専断がなされていないか。
- 又は書面による議決権の行使が継続している
- 期的な安定運営を図るための審議が行われて 事業計画の推進及び借入金の償還等、法
- 極極的に参加しているか。
- する必要のある法人に適切な指導が行われて
- に行われているか。
- の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法

(1)

事業計画は、適切に策定され遂行されているか。また、事業報

ア 基本財産・運用財産等は明確に区分され、適正に管理されて

簿謄本は、一致しているか。 定款に定める基本財産(土地・建物の所在地、 面積) と登記

に供されていないか。 基本財産を、所轄庁の承認を得ずに、処分、貸与し又は担保

され利用権が設定、登記されているか。 借地に関わる利用権の設定・登記は適正になされているか 建物を存する土地が民間からの借地である場合、契約書が整備

会計処理は経理規程等に基づいて適正に行われているか。 経理規程及び諸帳簿は適正に整備、運用されているか。

いるか。(辞令が交付されているか) 過程における役割が明確にされる等内部牽制組織が確立されて 会計責任者と出納職員は別の者が任命され、また事務、手続

予算の作成、執行は適正に行われているか。 本部会計、特別会計等の会計単位が明確にされ、それぞれの また、決算関係書類(財産目録、貸借対照表、収支計算費

業者選定や契約手続は、適正に行われているか。

決算付属明細表)は適正に整備保存されているか。

れていることはないか。 基金、繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理、運用さ 資金計画及び借入金の償還は、適正に行われているか 施設会計と本部会計等会計相互間における貸借が濫りに行わ

れているか。 債権・債務の発生要因は適正な事由によるものか。又、管理

(8) 繰越金等からの本部会計への繰入は適正に行われているか。 民間施設給与等改善費の管理費加算相当額及び運用収入並びに 運営費の弾力運用は、適正に行われているか は適正に行われているか。 また、充当経費は適正に扱われているか。

管理体制の確

告は適切になされているか。 管理規程、就業規則等必要な規程が整備、 必要な諸規程は、整備されているか。

人事管理は、適正に行われているか。 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保され

運用されているか。

ているか。また、定着化に努めているか。 通所事業などを実施する施設にあっては、指導員等の加配が

ウ 職員研修は具体的に計画が立てられ、積極的に行われている

労務管理等施設の運営管理は適正に行われているか

施設長に適任者が配置されているか。 また、労働基準法関係の諸届出は適正になされているか。

施設長の資格要件は満たされているか。

施設長は専任者が確保されているか。 施設長が他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に

施設設備は、適正に整備されているか。 施設設備は「設備及び運営基準」に抵触していないか。

支障が生じないような体制がとられているか。

運営費の弾力運用は、適正に行われているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか

施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行わ

積算根拠は明確にされているか。 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その

繰越金は、優先的に各種引当金に充てられているか

繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理運用されている

高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を また、取り崩し等についての県(市)への協議は適正に行わ

要するところはないか。 入決算額の5%以上の施設について、設備、職員処遇、入所者処 高額繰越金等を有している場合及び当期繰越金等が運営費の収

程における役割が明確にされているか。	(4) 会計責任者と出納職員は別の者が任命され、また、事務手続過	銭授受が行われているか。	理されているか。また、別き渡す職員以外の職員の立会の下に金	管者がそれぞれ別に定められ、その保管も適切に別々の場所に管	(3) 入所者の預り金を保管している場合、預金通帳保管者、印鑑保	(2) 役職員が親族等の特殊の関係にある者で占められていないか。	れているか。	制の確立 知等に基づいて適正に処理されているかどうかの監事監査が行わ	内部牽制体 () 社会福祉法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況が法令通		エの感染症等の予防対策は、適切に行われているか。	るか。	ウ 介護機器・省力化機器の設備導入等の創意工夫が行われてい	適切に行われているか。	イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、	るか。	また、実施水準の向上に、職員の創意工夫等が反映されてい	アー施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。	(9) その他の施設運営に関する事項	れていないか。	カー施設会計と本部会計等会計相互間における貸債が濫りに行わ	適正な契約書をもって締結されているか。	オー医師にかかる嘱託契約は、勤務日時、手当額等を明確にした	エー業者選定や契約手続は適正に行われているか。	決算付属明細表)は適正に整備保存されているか。	また、決算関係書類(財産目録、貸借対照表、収支計算書、	ウ 施設会計の予算の作成、執行は適正に行われているか。	いるか。(辞令が交付されているか。)	過程における役割が明確にされる等内部牽制組織が確立されて	イ 会計責任者と出納職員は別の者が任命され、また、事務手続	ア 諸帳簿は適正に整備、運用されているか。	8 会計経理は経理規程等に基づいて適正に行われているか。	遇に改善を要するところはないか。
_			,				-		***************************************		-11.44					•			立	防止対策の確	5 不祥事未然				•							扱い	4 寄付金の取
(5) 会計経理・給与関係	また、契約書等は取り交わされているか。	(工事又は高額物品の購入については、競争入札されているか)	ていないか)	か。(例えば、給食材料費等は周辺施設と比較して大きく乖離し	(4) 工事の発注、物品、給食材料の購入等は、適正に行われている	エー資金計画及び借入金の償還は適正に行われているか。	ウ 法人・施設の資金を濫りに内部流用していないか。	れていないか。	イ 法人・施設の資金を他に貸し付ける等不適切な取扱いがなさ	物件、償還計画等)を経て行われているか。	ア 資金の借入れを行う場合、理事会の十分な審議(使途、担保	(3) 資金管理関係	する場合等)	者が加わっている法人が建設請負契約や物品納入契約を行おうと	の議決に加わっていないか。(理事に建設請負業者や物品納入業	(2) 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事がその議事	るか。	ウ 理事長、施設長等は、役職員等研修会に積極的に参加してい	イ 理事長、施設長による専断がなされていないか。	ア 理事会及び監事監査機能が形骸化していないか。	(1) 理事会及び監事監査関係		ているか。	オー寄付金台帳、寄付申込書及び受領書(控)は整理、保存され	か。	と法人・施設との契約が適正に締結されたうえで行われている	また、取引業者等からの寄付の受入れを行う場合、その業者	エ 濫りに取引業者等に寄付を求めていないか。	ウ 濫りに職員に寄付を求めていないか。	イ一濫りに入所者及びその家族に寄付を求めていないか。	るか。	アー寄付金の受入れは寄付者の意向に沿った会計区分となってい	寄付金の取扱いは、適正に行われているか。

3 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	正 現金残高、預金残高及び有価証券等と諸帳簿は一致しているか。  また、法人の監事監査及び内部監査において、同様の突合が行われているか。  (6) 入所者預り金等関係  大所者預り金等関係  大の充実強化に努められているか。  イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、適正に行われているか。  本でいるか。  イ 非常可能な関の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。  イ 非常自等の予測される物質の把握及び平常時からの相互支援関係にある施設、近隣施設等の協力体制について検討されているか。  本 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、年2回以上適切に実施されているか。  本 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、年2回以上適切に実施されているか。  本 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、年2回以上適切に実施されているか。  本 消火訓練が実施されているか。  本 消火訓練が実施されているか。  本 消火訓練が実施されているか。  本 消火訓練が実施されているか。  本 消火訓練が実施されているか。  本 消火訓練が実施されているか。  本 消火訓練を関係を表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表	7
推進電等の適正化の	か。 会計経理事務の実施において内部牽制体制が確立されている ウ 会計経理事務の実施において内部牽制体制が確立されているい また、手形は振り出されていないか。	
別紙二実施機関措置の実施機関	ア 給与は、適正に支給されているか。(職員の勤務実態と出勤) ア 給与は、適正に支給されているか。)	

# 別紙二 実施機関に係る指導監査の主眼事項及び着眼点

別和二 美旅機関	実施機関に係る指導監査の主眼事項及び着眼点
主眼幕項	有 田 京
措置の実施機関	
における入所措	
置等の適正化の	
推進	
1 実施体制の	<ul><li>(1) 入所措置を行うための職員配置などの組織体制が確立されてい。</li></ul>
確保	るか。
	2) 新任職員等に対する研修は行われているか。
	3) 措置台帳等諸帳簿は整備されているか。
2 適正な入所	(1) 適正な入所措置事務は、確保されているか。
措置事務等の	ア 適正に入所措置事務が行われているか。
確保	イ 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置され
	ているか。
	② 入所措置後の援助は、適正に行われているか。
	ア 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。
	また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われ
	ているか。
-11702	イ 入所者診断会議に必要に応じて担当職員を参加させているか。
	また、その際措置期間、措置施設の変更等の必要が認められた
	場合には、措置の変更等の手続きが適切に行われているか。
	ウ 入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確
	認が適切に行われているか。また、その状況は記録として残さ
	れているか。
	エ 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続き
-	

入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。

が行われているか。

適切に行われているか。 また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに